



## 第二次

# 柏崎市生涯学習推進基本構想



柏崎

柏 崎 市

# 目 次

	ページ
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 柏崎市生涯学習基本構想の見直し・・・・・・・・	2
1 見直しへの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 見直しの概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 第二次柏崎市生涯学習推進基本構想・・・・・・・・	4
1 生涯学習推進基本目標・・・・・・・・	4
2 重点目標・・・・・・・・	4
(1) 学ぶ喜びを持った心豊かな市民をめざして・・・・・・・・	4
(2) 地域づくりによる学ぶ意識を持った市民をめざして・・・・・・・・	4
(3) 郷土の自然や文化を愛し、国際感覚豊かな市民をめざして・・・・・・・・	5
(4) 生涯スポーツを通しての健全な市民をめざして・・・・・・・・	5
3 生涯各期の課題と学習目標・・・・・・・・	6
(1) 乳幼児期(0歳～5歳)・・・・・・・・	6
(2) 少年期(6歳～14歳)・・・・・・・・	7
(3) 青年期(15歳～24歳)・・・・・・・・	8
(4) 成人期(25歳～64歳)・・・・・・・・	9
(5) 高齢期(65歳以上)・・・・・・・・	10
4 生涯学習推進の条件整備・・・・・・・・	11
(1) 学習機会の拡充・・・・・・・・	11
(2) 学習成果の評価と指導者の育成・・・・・・・・	11
(3) 情報提供・相談体制の拡充・・・・・・・・	11
(4) 学習関連施設の整備及び連携・・・・・・・・	12
第3章 柏崎市生涯学習の推進・・・・・・・・	13
生涯学習推進の体系・・・・・・・・	13

# 生涯学習の成果を人づくり・まちづくりに

柏崎市長 会田 洋

情報化社会、国際化社会、少子高齢化社会、また家庭教育や青少年に関する問題など、近年の社会情勢の変化はめまぐるしいものがあります。そのことは、市民のライフスタイルや日々の学習活動・余暇活動などに様々な問題をもたらし、新たな学習要求となり、行政はもちろん地域社会や各種団体などへの学習機会や内容の充実を求める大きな声となっております。

このたび、柏崎市では平成19年度を初年度とする「第四次総合計画」を策定しました。『好きです 輝く柏崎』を基本理念とし、市民が柏崎を愛し、誇れるまちづくりをめざしております。市民の皆さまが一人ひとりの英知と力を結集して生き生きと生活し、まちづくりの主演となることを期待しております。

これを受けて、新たに「第二次柏崎市生涯学習推進基本構想」および「柏崎市生涯学習推進前期基本計画」を策定いたしました。市民の誰もが持っている学習要求や課題に対して、いつでも、どこでも学べる機会と学習内容の充実を図り、そのための学習環境の整備・充実を推進することとしております。

市民それぞれの学習の目的・内容は異なりますが、学びの原点は自分の心に学びの種をまくことから始まります。芽を出し、枝葉を伸ばし、花（成果）を咲かせるのは学習の継続しかありません。幸い柏崎市にはコミュニティ柏崎方式と言われるほど各地区にコミュニティセンターが整備されています。これも地域における生涯学習の場として、大いに活用いただき、どこにいても、市民一人ひとりの学びの成果が自らの生活を豊かにし、柏崎市のめざす人づくり、まちづくり、地域づくりに大きな力となることと確信し、さらには、市民生活が潤いと活力に満ちたものになることと考えております。

市民の皆さんにこの構想と前期計画をご理解いただき、生涯学習の方向付け、目安として活用し、生涯学習や地域活動などを進めていただきたいと願っています。

市生涯学習推進会議は、市の行革の一環として今年度でその使命を終えますが、その機能は社会教育委員会で引き継ぎ、推進構想・推進計画・年度ごとの進捗状況の検証・評価を行っていきます。

2年間にわたる構想・前期計画づくりに携わり、貴重なご意見と熱心な討議をいただいた生涯学習推進会議の委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成19年3月

## 第1章 柏崎市生涯学習推進基本構想の見直し

### 1 見直しへの経緯

平成6年3月、柏崎市は、生涯学習社会にふさわしい学習環境の整ったまちづくり推進の総合的指針となる「柏崎市生涯学習推進基本構想（目標年次＝平成7年度～平成16年度。以下「第一次基本構想」という。）」を策定いたしました。

この間、市民の学習要求に応える事業や施策の企画・推進を行ってまいりましたが、学校週5日制の完全実施、少子高齢化の進行、パソコンなどの普及によるIT化などにより社会情勢の急激な変化を伴ってきています。

加えて、平成17年5月1日の高柳町・西山町との合併により、新柏崎市が誕生したことを受け、第四次総合計画が策定されることと併せ、整合性のとれたまちづくり推進のため、ここに「第二次柏崎市生涯学習推進基本構想」を策定いたしました。

この構想は、公共機関の取り組みだけでなく、多くの企業・関係機関・団体のご理解と積極的な協力を得ながら、生涯学習の接着剂的な役割を果たし、ネットワークの広がりから「生涯学習を通してのまちづくり」の指針となることをめざしています。

市民はもちろん、企業・団体からもこの基本構想を守り育てていただき、大きなネットワークが広がることが期待されています。

### 2 見直しの概要

#### (1) 生涯学習とは？

生涯学習は、以前は「生涯教育」といわれていましたが、これは、昭和40年のユネスコ会議でポール・ラングラン（仏）が「教育は、児童期・青年期で停止するものではなく、人間が生きていく限り、続けていくべきものであって、教育行政は、個人ならびに社会の永続的な要求に応えていかなければならない。」と生涯教育の必要性を提唱したものにに基づいています。その後この考え方が徐々に成熟し、昭和56年の中央教育審議会の答申もあって、より学習する側に立った「生涯学習」という言葉が多く使われるようになってきました。

平成2年の中央教育審議会答申では、「生涯学習」を次のように定義しています。

生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実をめざし、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであること。

必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。

学校や社会の中での意図的・組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること。

これらのことから、「生涯学習」は、市民が自らの意思により、個々に適した手法で自己実現を図り、心を豊かにする学習として、目標実現のため進むべき方向を定めたものとなりました。

そしてこれは、子どもが生まれたときから始まる家庭教育から、高齢者になったの自己啓発まで幅広いものであり、趣味や教養を高める学習から職業上必要な学習までを含んでいます。

さらにその成果は、個々のキャリア形成とともに、ボランティア活動やまちづくりにも生かされていく必要があります。

## (2) 生涯学習の必要性

平成13年に改正された「社会教育法」では、家庭教育が教育委員会の所管となり、家庭教育が重視されてきました。さらに、学校週5日制が始まったことに伴い、中央教育審議会の答申では、青少年の奉仕活動・体験活動の推進が求められてきました。

また、新たに制定された「文化芸術基本法」では、芸術文化の振興についての国の責務が明らかになり、地方に対しても振興施策が求められてきています。

このような中であって、柏崎市第四次総合計画では、これからの社会で市民がめざすべき方向として『豊かな心と生きる力を育むまちをめざして』と定めています。

生涯を通して、心豊かで生きがいのある充実した人生を送り、学ぶ心を持ったまちづくりを進めるため、「いつでも、だれでも、どこでも」自由に楽しく学ぶことができ、その成果が、市民（学習者）の立場に立って適切に評価される生涯学習社会のより確かな構築がこれまで以上に強く求められています。

## 第2章 第二次柏崎市生涯学習推進基本構想

### 1 生涯学習推進基本目標

まちづくりの推進と生涯学習の推進は直結していかなければならないとの観点のもと、柏崎市第四次総合計画の理念に沿って、市民、企業・関係機関・団体と行政が協働して大きな力を生み出し、学んだ成果が個人の財産だけでなく地域の財産に広がって、まちづくりに寄与できるよう、以下の目標を定めます。

**学びを 未来につなぐ  
地域づくり 人づくり**

### 2 重点目標

上記の基本目標を達成するための施策を構築するにあたり、次の4つを重点目標に設定し、今後の生涯学習推進施策はこの重点目標に従って個々の施策や事業が、計画・実行されていくこととなります。

#### (1) 学ぶ喜びを持った心豊かな市民をめざして

市民の学習活動に対するニーズやライフステージはますます多様化してきています。また、個人個人が自分にあった学習を自主的に選択し、自ら活動する市民像も求められています。

このため、学習情報の提供や相談体制の充実、リカレント教育への対応のための高等教育機関の有効的活用など、いつでも、どこでも、だれでもが学べる機会と場の提供を図り、学ぶ喜びを生み出すことにより、健康で個性的かつ創造性豊かな市民を育むことをめざします。

#### (2) 地域づくりによる学ぶ意識を持った市民をめざして

地域の中には、環境問題や福祉、子育てなどの今日的な課題があり、これらの問題を解決していくには、住民自らの力によって効果的に対処していくことが求められています。また、少子高齢化によって家庭個々では解決できない問題についてもコミュニティを中核とする中で共通な認識を持って、人と人との結び付きによる地域づくりを進めてその解決に努めます。

さらに、そこで学ぶ人の輪が、地域活動、グループやサークル活動へと発展して、新しい地域づくりにつながる、地域に根ざした生涯学習の展開をめざします。

### (3) 郷土の自然や文化を愛し、国際感覚豊かな市民をめざして

郷土に誇りと愛着を持つ市民を育てるために、郷土の自然、文化、歴史や地域課題などについて学習する機会を充実するとともに、自国のみならず、国際化社会における日本人としての自覚を持ち、国際的な広い視野に立った意識を高めていく必要があります。

そのためには国際交流活動をはじめ、各国の語学、文化、社会情勢などの国際理解の学習機会への参加を通して、国際的な信頼を得るような市民意識を育てていきます。

### (4) 生涯スポーツを通しての健全な市民をめざして

市民は誰もが健康で心豊かな生活を有する権利を持っています。さらに、高齢化や余暇時間の増加などにより、それぞれの年齢層で健康に対する意識が高まってきています。

このため、生涯各期において健康で心豊かな日々を送るため、スポーツやレクリエーションを通じた健康づくりに関する学習機会を充実させ、生涯を通じた健康づくりへの支援を進めます。



---

リカレント教育 = 青少年期に集中していた教育を、労働や余暇時間などの諸活動と交互に行われる形で、全生涯に分散させようというもの。「循環教育」ともいう。学校教育終了後、いったん社会に出た後に行われる教育で、職業を離れてのフルタイムの教育だけでなく、職業に就きながらのパートタイムの教育も含まれる。大学の社会人入学やビジネススクールなど。

### 3 生涯各期の課題と学習目標

第一次基本構想に準じた生涯各期の学習課題を明確にし、それに基づく学習計画が必要との判断から、人の生涯をR.J.ハヴィガースト（米）が提唱した年代区分を参考にしながら、ライフサイクルを5つに分類し、市民の実情に即したそれぞれの発達段階の課題を掘り起こし、学習目標を提示しました。

#### (1) 乳幼児期(0歳～5歳)

##### [課題]

生涯学習の原点としての家庭のあり方を考え、人生最初の教育の場である家庭の教育機能の充実を図る必要があります。

育児者であると同時に、子どもを取り巻く環境の一部でもある親のあり方を含め、適切な家庭環境の整備に努めるとともに、家族との情緒的体験を通して人間関係を深める必要があります。

男女共同参画社会の形成の立場から、学級・教室など、成人教育との関係を踏まえた家庭教育関連事業の拡充と他分野との連携を工夫する必要があります。

##### 学 習 目 標

乳幼児期の健全な心身の発達に関わる環境や家庭の役割を理解し、適切な環境を整える。(育児者)

早寝・早起きや朝食をきちんと食べるなど、基本的な生活習慣を身につける。  
自然に親しみ、動植物を愛する心と生命を尊重する心を養うことや、良書に接することにより、豊かな感性、社会性、道徳性の基礎を育む。(育児者)

心身の発達の一般的特性や個人差を理解し、その子に適した育児をする。

(育児者)





## (2) 少年期(6歳～14歳)

### 〔課題〕

学校においては、知識偏重の教育から意欲・能力・態度の育成を重視し、新しい学力観の立場から、地域や児童・生徒の実態に応じた特色ある教育課程を編成・実施する必要があります。

体験活動や団体活動に進んで参加し、人や自然とのふれあいを通して、他を思いやる心などの豊かな心づくり・自己形成をめざす必要があります。

ボランティア活動や社会参加事業、コミュニティ活動などに積極的に取り組み、地域社会の一員としての自覚を高めるとともに、地域づくりに果たす自分たちの役割を認識する必要があり、また、そのための場や機会の充実と意識啓発などの気運の醸成を図る必要があります。

学校をはじめ社会教育関係機関、PTA、育成団体などが、それぞれの機能を十分に理解しあいながら連携・協力体制を深め、少年期教育の推進にあたる必要があります。

### 学 習 目 標

実践・体験・創造を通して、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力・資質を磨く。

規律を守ることの大切さを知り、家庭や地域社会での役割を理解し、自己及び他者の心を察して、その一員としてのあり方を習得する。

集団活動や体験活動での仲間とのふれあいを通して豊かな心を育て、社会性、自発性、協働性を身につける。

読書やスポーツ活動を通し、心身の健全な育成を促す。

地域の文化財を理解し、郷土愛を育む。

勤労体験活動を通して、働くことの意義や尊さを学習する。

諸外国の少年たちとのふれあいを積極的に行い、国際社会の一員としての資質を身につける。



### (3) 青年期(15歳～24歳)

#### 〔課題〕

青年の社会参加意欲や集団学習への参加意欲の減少など、青年期の課題発達と学習の継続化を促進するため、情報提供・学習相談体制を充実し、参加意欲の啓発を図る必要があります。

精神的、社会的な自立と豊かな人間性の確立を支援するため、主体的な行動や責任、自主的に学ぶ態度、社会の一員としての権利・義務、社会的マナーなどの習得をはじめ、伝統文化への関心、環境問題への理解、人間尊重や福祉の心、正しい国際感覚などの今日的な学習課題を設定し、学習機会を拡充する必要があります。

青年期は結婚、出産、育児という人生の転換期にあるので、正しい性意識の涵養や男女の特性と役割、家庭生活などに関わる学習の機会を充実させる必要があります。

地域活動やボランティア活動などの社会教育活動を促進するため、行政、高等学校、大学、商工関係団体などとの連携を深め、その条件整備を図る必要があります。

#### 学習目標

社会的に責任のある態度、行動のあり方を習得する。

家庭や地域社会での役割や規律を守ることの大切さを理解するとともに、人生観、社会観を探究し、自己及び他者の心(情)を推察して、その一員としてのよりよい言動のあり方を習得する。

豊かな人生を送るため、結婚と家庭生活に必要な知識・態度を養う。

男女共同参画社会を形成するに必要な知識・態度を養う。

国際感覚をみがき、国際性を涵養するに必要な知識・態度を養う。

高齢化社会、高度情報社会、科学技術の進歩など、今後の社会変化に主体的に対応できる能力を養う。



#### (4) 成人期(25歳～64歳)

##### 〔課題〕

明るく健全な家庭を築くために、健康、体力を維持し、家庭の責任者としての自覚と責任を持つとともに、家庭の教育機能を確立するために、家庭における役割について正しく理解するための学習機会を充実させる必要があります。

コミュニティにおける活動の中核的役割として、地域連帯意識の高揚に努めるとともに、趣味・特技を身につけ、地域のグループ・サークルの活動に参加し、心豊かな生活を送りながら、高齢期へ向けての生活設計を立てることが重要であります。

職業について専門的な知識・技能を身につけ、高度技術社会に対応する研修を深めるため、企業内研修はもとより、団体などとも連携を図りながら、学習機会の充実を図る必要があります。

青少年健全育成の指導者及びPTAの会員として、ふさわしい資質を身につけるとともに、実践の具体策について指導者研修会などを通して学習し、実践活動を展開する必要があります。

高齢化問題や国際理解、男女共同参画社会の形成など、現代的課題の解決のため、各種研修会を実施し意識啓発に努める必要があります。

##### 学 習 目 標

家庭、地域、職場での生活や活動に積極的に関わり、自分の言動に一貫性を保つなどの自己教育力を高めるため、人生観、社会観を探求する。

生活を充実させるため、職業観の確立を図りながら、専門的な知識・技能の研修に努める。

男女共同参画社会を形成するための実践に努める。

地域社会における芸術・文化活動や世代間交流活動の中核的役割を果たし、地域の連帯意識の高揚に努める。

青少年の指針となるよう、成人自らが学習社会の形成者として実践するとともに、指導者としての資質を高め、青少年の健全育成に努める。

国際社会における日本人として、国際理解を深めるとともに、積極的に交流活動に参加し、国際感覚を身につける。



## (5) 高齢期(65歳以上)

### 〔課題〕

健康の保持増進、安全な生活を確保するための学習内容を適切に盛り込み、趣味を楽しみ、教養を高め、心を豊かにする生きがいづくりのために、学習意欲を高める必要があります。

職業経験、技能、健康度、体力などの個人差や学習要求の高度化・多様化に対応する学習機会を設定し、自らの見識や能力を高め、社会参加活動に生かす学習内容を適切に盛り込む必要があります。

異世代交流を通して、社会の変化に柔軟に対応できる感覚を養うとともに、国の内外の問題など、広い視野でものを考えられるような学習内容を工夫する必要があります。

高齢者が学習に参加しやすくなるよう、場所、時間の工夫や学習情報の提供、学習相談などの学習条件の整備を図る必要があります。

高齢者の豊富な生活体験、知識、技能を社会生活に生かすような体制を整備する必要があります。

### 学習目標

健康の保持・増進と安全に対する習慣や態度を養う。

家庭や地域と積極的に関わり、趣味・特技を磨き、生きがいの創出と趣味・特技の継承に寄与する。

職業経験、生活経験を生かし、社会人、家庭人としてのあり方、及び役割意識を再確認して、いろいろな活動に積極的に参加する。

現代社会に適応する時代感覚、国際感覚を養う。



#### 4 生涯学習推進の条件整備

生涯学習推進基本目標の実現のため、各重点目標と施策のめざすべき条件整備の方向を定めました。

##### (1) 学習機会の拡充

学びは集うことでより高まります。支え合いと磨き合いで更なる効果を高めるため、生涯学習施設で活動している団体などの情報も広く市民に提供し、グループ・サークル・団体の活性化により学習機会の充実を図ります。

また、学習者のニーズや各ライフステージ、生活領域における学習課題に適切に対応するために、市民の学習意識の高揚を図るとともに、常に新しいニーズを把握して、いつでも、どこでも、だれでもが学べる学習プログラムを提供します。

更には、家庭、地域、職場などいろいろな領域における生活課題の解決のため、市民一人ひとりの自発的な学習意識の高まりを求めていきます。

組織的・継続的な学習機会の充実と個人学習への発展の奨励  
学習内容の拡充

##### (2) 学習成果の評価と指導者の育成

学習によって得た知識や技能を発表し、生かすことは、新たな学習意欲を湧かせることにつながることから、学習成果をできるだけ役立てられる環境づくりに努めます。

また、各種講座やイベントなどにおいて、自ら学習したことを教えられる機会をつくり、指導者やリーダーの育成に努めます。

学習成果の評価体制の整備  
指導者やリーダーの発掘や育成

##### (3) 情報提供・相談体制の拡充

現在、行政の各部局や各施設が持っている情報は、それぞれ独自に収集・整理されているため、これらの情報の中から生涯学習情報を総合的に収集し、体系的に整理し、いつでも提供できる体制づくりを進めます。

また、地域における情報についても、行政からの情報だけでなく、地域の実態に即し、かつ住民自らの掘り起こしによるものも付加されることをめざします。

さらに、集めた生涯学習情報により、市民に対して生涯学習に関しての種々の相

談・助言体制を確立し、学習意欲の向上に寄与することを進めます。

情報収集・情報提供の整備

生涯学習相談体制の整備

学習相談のできる人財の育成

#### (4) 学習関連施設の整備及び連携

市民一人ひとりの生涯学習を支援するため、学習情報と学習機会の提供と同様に、生涯学習施設が市民の生活圏にも設置され、中心的な施設と地域施設がバランスよく整備されることも必要です。

このため、地域の施設の活用として学校余裕教室の活用計画の策定など、学習を支援するため、市民が利用できる施設をすべて生涯学習関連施設と位置付け、効率的な施設利用の促進と、ネットワークによる関連施設の連携を深めます。

生涯学習関連施設の充実とネットワーク化



---

人財=人は「財(たから)」との意味合いを持つことから、物事を作り出すうえでの部材的な使われ方をしている「材」を使わず、本構想や基本計画においては「人財」を使用することとした。

### 第3章 柏崎市生涯学習の推進

## 生涯学習推進の体系

